

「市議会の議決を経ずに取得した財産等に係る調査」について

1. 調査概要

実施期間 令和6年9月6日（金）～令和6年9月24日（火）  
 調査内容 議決事件に該当する可能性のある契約内容と議決の有無  
 対象部局 全部局（他任命権者及び公営企業を含む）  
 対象期間 平成26年4月から令和6年8月末まで（10年5か月間）  
 その他 下関市文書取扱規程（平成17年訓令第4号）別表第2の規定により、「予算及び決算並びに会計に関する文書」、「契約、協定等に関する文書」、「公有財産の取得、管理、処分等に関する文書」のいずれも基準の保存期間が5年であることから、平成26年度から平成30年度に作成された文書は、大部分が廃棄済みである。  
 したがって、平成26年度から平成30年度にかかる調査は悉皆なものではなく、回答は議決事件となったこと等により文書を保存しているもの又は財務会計システム上でデータが確認できた範囲に限られる。

2. 調査結果

(1) 文書保存期間内のもの（令和元年度～令和6年度）

合計で742件の回答があり、うち51件について適切に議決が行われていた。  
 議決を経ていなかったものが5件確認されたが、いずれも令和6年第3回定例会において追認の議決を受けたものであった。  
 他に議決を経ていなかったものは確認されなかった。  
 複数の契約の合計額が議決の基準額以上となるものが686件あったが、いずれも恣意的な分割には該当せず、適切に執行されていた。

年 度	地方自治法第96条第1項の該当号数														合 計					
	第5号該当				第6号該当				第8号該当				第12～13号該当				議決	未議決	対象外	計
	議決	未議決	対象外	計	議決	未議決	対象外	計	議決	未議決	対象外	計	議決	未議決	対象外	計				
令和元年度			3	3	1			1	6		127	133					7		130	137
令和2年度	1		2	3					8	1	107	116					9	1	109	119
令和3年度	1		3	4					4	1	150	155	1			1	6	1	153	160
令和4年度	4		3	7	1			1	5		137	142	1			1	11		140	151
令和5年度	2		3	5					13		146	159					15		149	164
令和6年度			1	1					3	3	4	10					3	3	5	11
合 計	8		15	23	2			2	39	5	671	715	2			2	51	5	686	742

(2) 基準の文書保存期間経過後のもの（平成26年度～平成30年度）

合計で67件の回答があり、うち35件について適切に議決が行われていた。

議決事件に該当するか否かが確認できなかったものが1件あった。本件については、文書保存期間が経過し、契約書及び予定価格決定調書等の文書が廃棄されているため、予定価格等の詳細の確認ができなかった。

複数の契約の合計額が議決の基準額以上となるものが31件あったが、恣意的な分割には該当せず、適切に執行されていた。

年 度	地方自治法第96条第1項の該当号数																合 計			
	第5号該当				第6号該当				第8号該当				第12～13号該当				議決	不明	対象外	計
	議決	不明	対象外	計	議決	不明	対象外	計	議決	不明	対象外	計	議決	不明	対象外	計				
平成26年度	1	1	1	3					8			8					9	1	1	11
平成27年度			2	2					4		20	24					4		22	26
平成28年度	1		2	3					6			6					7		2	9
平成29年度	1		2	3					7			7					8		2	10
平成30年度			2	2	1			1	5		2	7	1			1	7		4	11
合 計	3	1	9	13	1			1	30		22	52	1			1	35	1	31	67

3. 議決事件に該当するか否かが確認できなかった契約について

名 称 下関市指定ごみ袋作製及び納入に関する業務委託  
 担 当 課 環境部クリーン推進課  
 契 約 日 平成26年5月1日（財務会計システム上のデータで確認）  
 執行伺額 164,887,920円（財務会計システム上のデータで確認）  
 予定価格 不明（文書廃棄済みのため）  
 契約金額 142,956,360円（財務会計システム上のデータで確認）  
 確認結果 (1) 本契約は、指定ごみ袋の作製、保管及び納入に関する複合的要素を持つ契約であるが、仕様書の内容を確認した結果、「作製」が中心であると判断され、「製造の請負」に該当するものと考えられる。  
 (2) 契約書及び予定価格決定調書を含む文書は令和2年度に廃棄されていた。  
 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第64号）第2条において、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負については議会の議決に付さなければならないことが規定されているが、電子決裁導入前の契約における予定価格は手書きで記入されていたため、予定価格が判明せず、議決事件に該当するか否かの確認ができなかった。